

郵便等による 不在者投票が できます



お持ちの身体障害者手帳や戦傷病者手帳、
介護保険の被保険者証をご確認ください。

代理記載の制度もあります



尾張旭市選挙管理委員会

問合先 尾張旭市役所 総務部 総務課 内（北庁舎2階）
電 話 0561-53-2111(内線 252～255)
0561-76-8110・8111（直通）

1 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障がいのある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

次の表に該当する方は、次ページ以降の方法で、「郵便等投票証明書」の交付申請ができます。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の障がい（注記）	○	○	○

※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい（注記）	○	○	○	○

※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から7年間です。※

（注記）平成22年4月1日から、肝臓障がいのかたも対象となりました。

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

「郵便等投票証明書」の有効期間は、介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。※

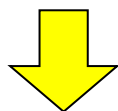
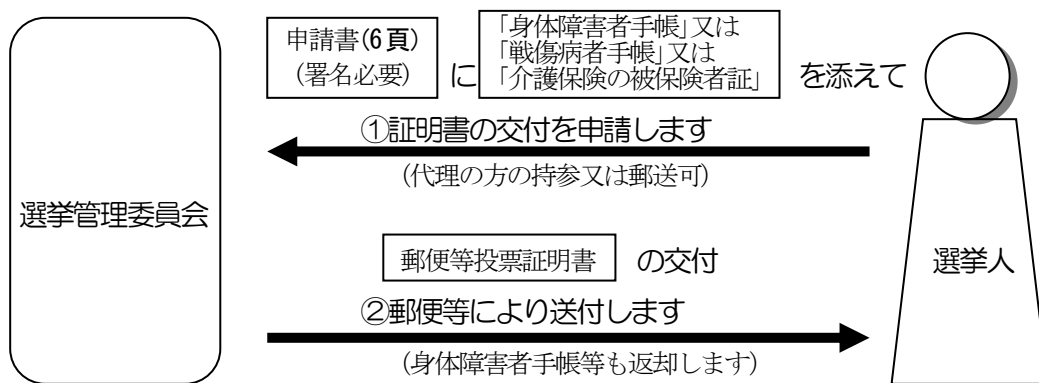
※ 郵便等投票証明書の交付を受けている方が、郵便等による不在者投票を行うことができる状態に該当しなくなった場合、又は、他の市町村に転出した場合には、交付を受けている郵便等投票証明書を選挙管理委員会にお返しいただくことになります。

2 郵便等による不在者投票の手続

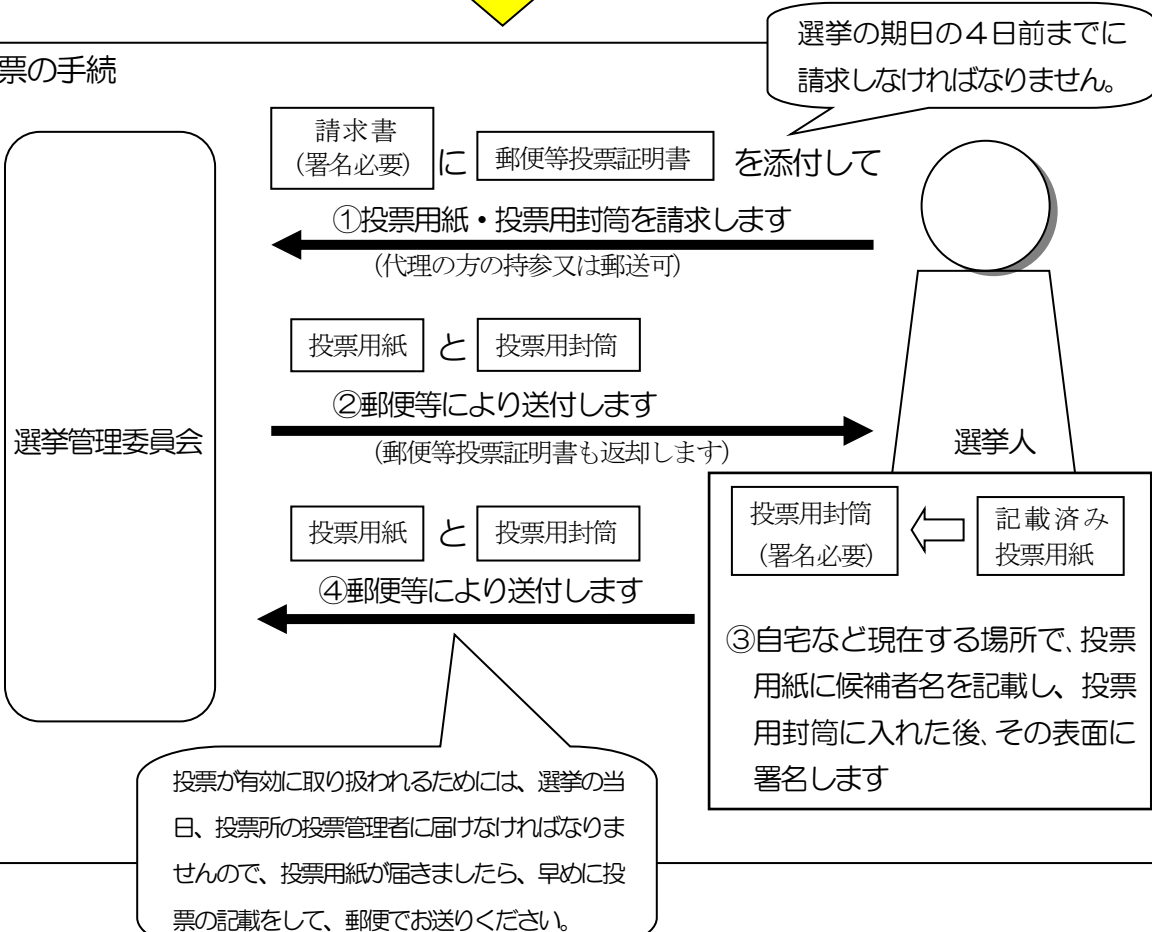
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。「郵便等投票証明書」は、**2**の投票の手続の際に必要となりますので、あらかじめ**1**により申請して下さい。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票の手続



3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（1 郵便等による不在者投票の対象者 参照）で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある方（○印の該当者）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限ります。）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度
		1 級
	上肢、視覚の障がい	○

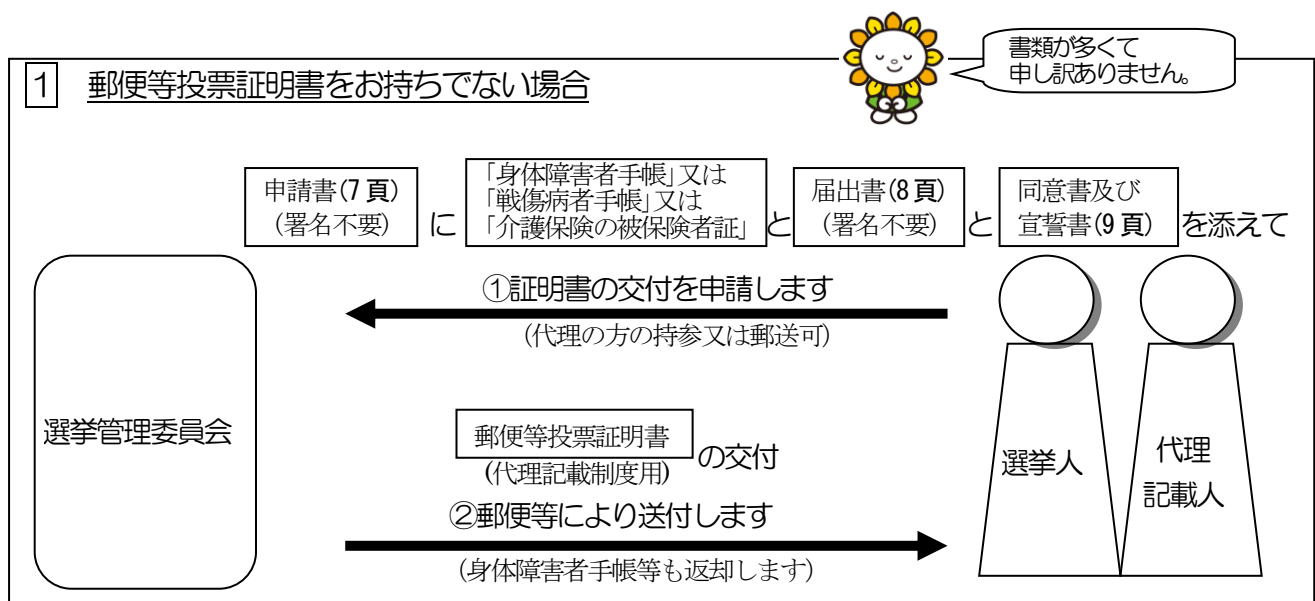
戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	○	○	○

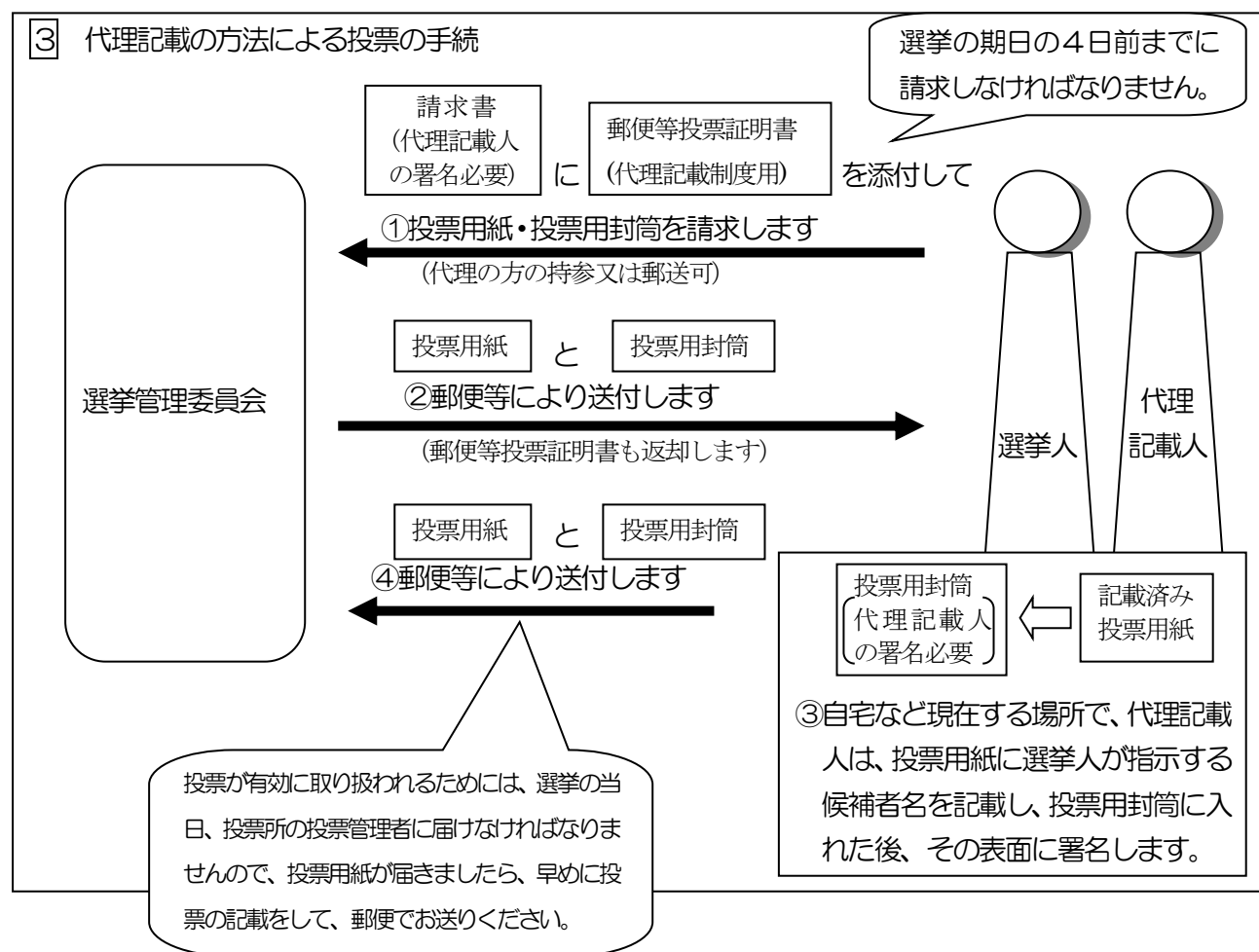
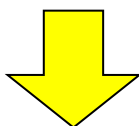
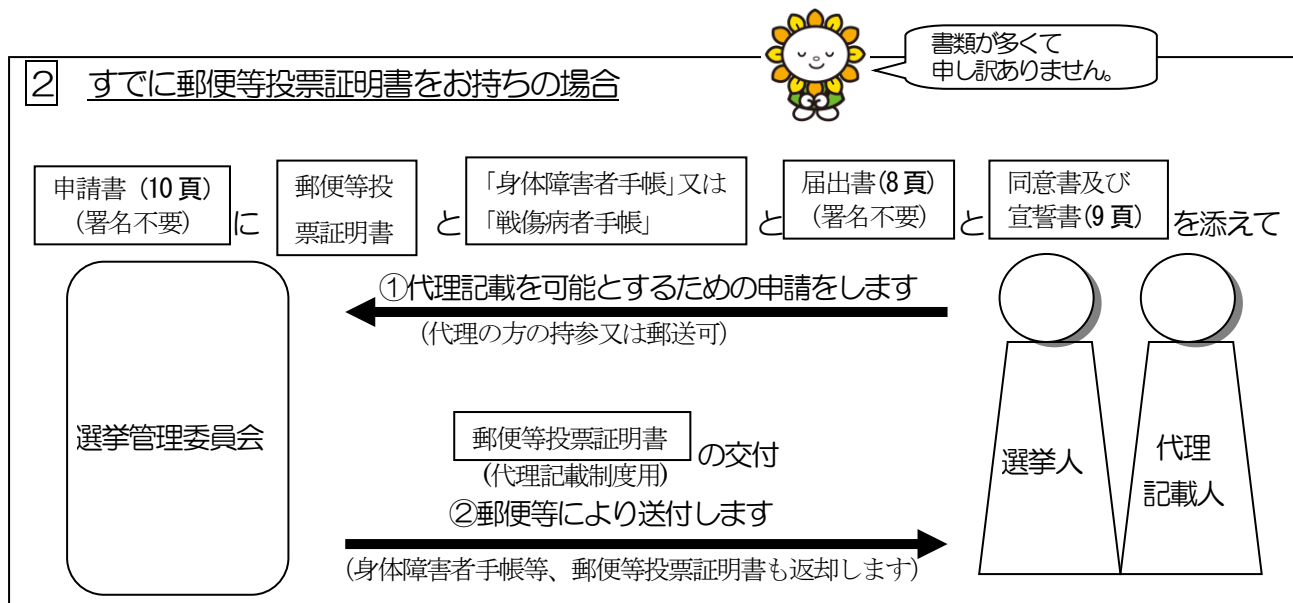
※ 上肢、視覚の障がいが1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（1 郵便等による不在者投票の対象者 参照）でなければ、代理記載制度による郵便投票を行うことはできません。

※ 手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による郵便等投票を行うためには、あらかじめ1 または 2 の手続を行う必要があります。また、代理記載の方法による投票の手続は3のとおりです。





申請書類

「郵便等投票証明書」の申請を行うときは、次ページ以降の様式に御記入いただき、それぞれの様式に記載のある添付書類を添付して、尾張旭市選挙管理委員会へ提出（代理の方の持参又は郵送可）してください。

また、「氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。」と表示のある様式については、当該部分は必ず自署してください。

※氏名欄の氏名以外の部分は、代理の方に記載いただいても構いません。

郵便等投票証明書の交付を受けようとするとき

(施行規則第 13 号様式の 4)

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第 59 条の 3 の規定によって郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日	明治			
	大正	年	月	日
	昭和			
	平成			

氏 名

尾張旭市選挙管理委員会委員長

殿

添付書類

身体障害者手帳若しくは令第 59 条の 2 第 1 号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第 59 条の 2 第 2 号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分（選挙人本人）で書いてください。

郵便等投票証明書(代理記載)の交付を受けようとするとき

(施行規則第 13 号様式の 4 の 2)

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第 59 条の 3 及び第 59 条の 3 の 2 の規定によって、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日	明治	年	月	日
	大正			
	昭和			
	平成			

氏 名

尾張旭市選挙管理委員会委員長

殿

添付書類

1 令第 59 条の 3 第 3 項の書類

身体障害者手帳若しくは令第 59 条の 2 第 1 号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第 59 条の 2 第 2 号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

2 令第 59 条の 3 の 2 第 3 項の書類

身体障害者手帳若しくは令第 59 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第 59 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

3 代理記載人となるべき者の届出書(施行規則第 13 号様式の 5 の 4)

4 同意書及び宣誓書(施行規則第 13 号様式の 5 の 5)

(施行規則第 13 号様式の 5 の 4)

代理記載人となるべき者の届出書

代理記載人となるべき者

住 所

氏 名

生 年 月 日 明治
大正
昭和
平成

上記のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日 明治
大正
昭和
平成

氏 名

尾張旭市選挙管理委員会委員長

殿

添付書類

- 1 郵便等投票証明書（交付済みの方が申請する場合）
- 2 代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書

(施行規則第 13 号様式の 5 の 5)

同意書及び宣誓書

私は、選挙人 の代理記載人となることに同意します。

また、私は、選挙権を有する者であることを誓います。

令和 年 月 日

住所

氏 名

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分（代理記載人）で書いてください。

郵便等投票証明書をお持ちの方が代理記載人となるべき者の記載を受けようとするとき

(施行規則第 13 号様式の 5 の 2)

公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書

公職選挙法施行令第 59 条の 3 の 2 の規定によって郵便等投票証明書に公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載
されている住所

生 年 月 日	明治	年	月	日
	大正			
	昭和			
	平成			

氏 名

尾張旭市選挙管理委員会委員長

殿

添付書類

- 1 郵便等投票証明書
- 2 身体障害者手帳若しくは令第 59 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第 59 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 3 代理記載人となるべき者の届出書(施行規則第 13 号様式の 5 の 4)
- 4 同意書及び宣誓書(施行規則第 13 号様式の 5 の 5)